



鳥取県公報

平成15年6月30日(月)

号外第93号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則 (61) (職員課) 2

——公布された規則のあらまし——

◇鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則

1 法令等の制定改廃等による改正

林業・木材産業改善資金助成法の一部改正その他の根拠法令の制定改廃等に伴う所要の規定の整備を行うこととした。

2 組織改正による改正

中部総合事務所及び西部総合事務所の設置その他の組織改正に伴う所要の規定の整備を行うこととした。

3 権限配分の見直しによる改正

(1) 工事の起工の決定等に係る事務処理権限の区分を次のように改めることとした。(別表第2関係)

区分	改正後	改正前
本庁の課長	請負対象設計金額が1億円以上 2億円未満の工事に係るもの	請負対象設計金額が6,000万円 以上2億円未満の工事に係るもの
地方機関の長(総合事務所長を含む。)	請負対象設計金額が1億円未満 の工事に係るもの	請負対象設計金額が6,000万円 未満の工事に係るもの

(2) 入札の執行に係る事務処理権限の区分を次のように改めることとした。(別表第2関係)

区分	改正後	改正前
本庁の課長	総合事務所、八頭地方農林振興局及び八頭地方県土整備局に係るもの	請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの
	鳥取地方農林振興局及び鳥取地方県土整備局に係るもの	請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの
総合事務所長、八頭地方農林振興局長及び八頭地方県土整備局長	請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの	請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの
鳥取地方農林振興局長及び鳥取地方県土整備局長	請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの	請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの

(3) その他所要の規定の整備を行うこととした。

4 施行期日等

(1) この規則は、平成15年7月1日から施行することとした。ただし、1の一部は、同年10月1日から施行することとした。

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。

規 則

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年6月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第61号

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則

鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動後別表細目」という。）が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動別表細目に対応する移動後別表細目が存在しない場合には、当該移動別表細目（以下「削除別表細目」という。）を削り、移動後別表細目に対応する移動別表細目が存在しない場合には、当該移動後別表細目（以下「追加別表細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示及び削除別表細目を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示及び追加別表細目を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>(12) 課内室長 組織規則第6条の表内閣組織の欄に掲げる法制室、営繩室、福利厚生室、分権推進室、工事検査室、介護障害室、自然エネルギー推進室、下水道室、企画推進室、産学官連携推進室、企業立地推進室、雇用政策室、企画調整室、普及技術指導室、地政部、雇用政策室、企画調整室、蓄及技術指導室、地政地籍推進室、農村整備企画室、林業専門技術貢室、水産振興室、土木防災室、高齢者推進室、緑地公園室及び施設室の長をいう。</p> <p>(13)～(15) 略</p> <p>(16) 総合事務局長 組織規則第20条の3第1項の表の第2欄に掲げる局の長をいう。</p> <p>附 則 1～4 略</p> <p>5 当分の間、第6条及び第11条の規定にかかわらず、東部福祉保健局長は、別表第1の定めるところにより委任された事務のうち東部福祉保健局八頭支局に係るものについて、東部福祉保健局八頭支局长に当該職員の名において決裁させるものとする。</p>	<p>(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>(12) 課内室長 組織規則第6条の表内閣組織の欄に掲げる法制室、営繩室、福利厚生室、分権推進室、工事検査室、過疎・中山間地域振興室、企画障害室、介護障害室、自然エネルギー推進室、下水道室、企画推進室、産学官連携推進室、企業立地推進室、雇用政策室、企画調整室、普及技術指導室、地政部、消能推進室、農村整備企画室、林業専門技術室、水産振興室、土木防災室、高齢者推進室、緑地公園室及び施設室の長をいう。</p> <p>(13)～(15) 略</p> <p>(16) 総合事務局長 組織規則第20条の3第1項の表の第2欄に掲げる局の長をいう。</p> <p>附 則 1～4 略</p> <p>5 当分の間、第6条及び第11条の規定にかかわらず、東部健康福祉センター所長は、別表第1の定めるところにより委任された事務のうち東部健康福祉センター八頭地域保健部に係るものについて、東部健康福祉センター八頭地域保健部長に当該職員の名において決裁させるものとする。</p>

別表第2 (第3条、第4条、第5条、第6条、第10条関係)

個別事項に係る事務処理権限

所 属 名	事 項		事務処理権限の区分				地方機関の 長又は総合 事務所の局 長の名称
	種類	内 容	知事	専 決 権 者	委任決裁権者		
			部長	課長	地方機関 の長又は 総合事務 所の局長	部長	課長

一及び二 略

総
務
課

別表第2 (第3条、第4条、第5条、第6条、第10条関係)

個別事項に係る事務処理権限

所 属 名	事 項		事務処理権限の区分				地方機関の 長又は総合 事務所の局 長の名称
	種類	内 容	知事	専 決 権 者	委任決裁権者		
		部長	課長	地方機関 の長又は 総合事務 所の局長	部長	課長	地方機関 の長又は 総合事務 所の局長

一及び二 略

総
務
課

三 学校教育 法(昭和22 年法律第26 号)に基づ く知事の権 限に属する 事務	1 同法第4条第1項 の規定による私立学 校の設置及び廃止、 設置者の変更等の認 可		○				
	2 同法第10条の規定 による私立学校の校 長を決定した旨の届 出の受理		○				
	3 同法第13条の規定 による私立学校の開 校の命令		○				
	4 同法第8条の8第 1項の規定による私 立の専修学校の設置 及び廃止並びに設置 者の変更及び目的の 変更の認可		○				
	5 同法第2条の9の規 定による私立の專 修学校の名称、位置 又は規則の変更等の 届出の受理		○				
	6 同法第2条の10第 1項において準用す る同法第10条の規定 による私立の専修学 校の校長を決定した 旨の届出の受理		○				
	7 同法第2条の10第 1項において準用す る同法第11条の規定 による私立の専修学 校の開校の命令		○				
	8 同法第3条第2項 において準用する同 法第4条第1項の規 定による私立の各種 学校の設置及び廃止 、設置者の変更等の 認可		○				
	9 同法第3条第2項 において準用する同 法第10条の規定によ る私立の各種学校の 校長を決定した旨の 届出の受理		○				
	10 同法第3条第2項 において準用する同 法第3条の規定によ る私立の各種学校の 開校の命令		○				
	11 同法第4条の規定 による私立の専修学 校設置又は各種学校 設置の認可申請の勧 告及び教育の停止令		○				
四 私立学校 法(昭和24 年法律第 270号)に基 づく知事	1 同法第6条の規定 による私立学校に對 する教育の調査、統 計その他に関する必要 な報告書の提出の要		○				

の権限に属する事務	求						
2 同法第1条の規定による私立学校審議会の委員の候補者の推薦についての私立学校教育一般の改善措置を図ることを目的とする団体に対する認定		○					
3 同法第17条の規定による私立学校審議会の職務の手続きその他その運営に関する必要な事項の承認		○					
4 同法第26条第2項(同法第4条第5項において準用する場合を含む。)の規定による学校法人が行う役を目的とする事業の種類の決定	○						
5 同法第31条第1項(同法第4条第5項において準用する場合を含む。)の規定による学校法人の寄附行為の認可	○						
6 同法第22条第1項(同法第4条第5項において準用する場合を含む。)の規定による学校法人を設立しようとする者が死亡した場合における学校法人の設立の認可申請事項の認定	○						
7 同法第45条(同法第4条第5項において準用する場合を含む。)の規定による学校法人の附帯行為の変更の認可	○						
8 同法第49条(同法第4条第5項において準用する場合を含む。)において準用する民法第66条又は第7条の規定による学校法人の代理又は特別代理人の選任	○						
9 同法第50条第2項(同法第4条第5項において準用する場合を含む。)の規定による学校法人の解散の認可又は認定	○						
10 同法第50条第4項(同法第4条第5項において準用する場合を含む。)の規定による学校法人の解散の届出の受理		○					
11 同法第52条第2項(同法第4条第5項において準用する場合を含む。)における清算する民法第77条第2項の規定による清算中に就職した清算人の氏名等の届出の受理	○		○				
12 同法第58条(同法第4条第5項において準用する場合を含む。)において準用する民法第77条第2項の規定による清算中に就職した清算人の氏名等の届出の受理		○					

3 同法第3条の規定による私立学校の開設の命令	○					
4 同法第2条の8第1項の規定による私立の専修学校的設置及び施設並びに設置者の変更及び目的の変更の認可	○					
5 同法第2条の9の規定による私立の専修学校の名称、位置又は開設の変更等の届出の受理		○				
6 同法第2条の11第1項において準用する同法第10条の規定による私立の専修学校の校長を決定した旨の届出の受理		○				
7 同法第2条の11第1項において準用する同法第3条の規定による私立の専修学校の開設の命令	○					
8 同法第3条第2項において準用する同法第4条第1項の規定による私立の各種学校の設置及び廃止、設置者の変更等の認可	○					
9 同法第3条第2項において準用する同法第10条の規定による私立の各種学校の校長を決定した旨の届出の受理		○				
10 同法第3条第2項において準用する同法第13条の規定による私立の各種学校の開設の命令	○					
11 同法第4条の規定による私立の専修学校設置又は各種学校設置の認可申請、勅告及び教育の停止命令	○					
二 私立学校法(昭和24年法律第270号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第6条の規定による私立学校に対する教育の調査、統計その他の際に必要な報告書の提出の要求		○			
	2 同法第11条の規定による私立学校審議会の委員の候補者の推薦についての私立学校の教育一般の改善振興を図ることを目的とする団体に対する要求		○			
	3 同法第17条の規定による私立学校審議会の審議の手続その他の運営に関する必要な事項の承認		○			
	4 同法第26条第2項(同法第4条第5項において準用する場合を含む。)の規定による学校法人が行う収益を目的とする事業の種類の決定		○			

	法第6条の規定による私立専修学校又は私立各種学校に付する教育の調査、統計その他のに関し必要な報告書の提出の要求							
17 同法第14条第6項の規定による学校法人の組織変更の許可	○							
三 私立学校振興助成法(昭和40年法律第1号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第12条第1号の規定による学校法人の業務又は会計の状況に関する報告の徵収等	○						
	2 同法第14条第2項の規定による学校法人の財務監督に関する書類及び收支予算書の届出の受理		○					
	3 同法第14条第3項の規定による監査報告書に記載する項目の指定及び監査報告書の添付を要しない場合の許可		○					
四 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第14条の規定による授与権者への通知				○			
管 財 諸								
一一三 略								
四 鳥取県宿舎管理規則(昭和47年鳥取県規則第24号)に基づく知事の権限に属する事務	1 宿舎に係る事務 (一) 同規則第1条第1項の規定による宿舎に係る貸付け料の決定 (二) (一)以外のもの (1) 鳥取市に所在する宿舎に係るもの (2) 東京都に所在する宿舎に係るもの (3) 大阪府に所在する宿舎に係るもの (4) 倉吉市に所在する宿舎に係るもの (5) 米子市に所在する宿舎に係るもの (6) 旦理町に所在する宿舎に係るもの (7) 農業大学校の宿舎に係るもの (8) 農産物販賣場の宿舎に係るもの (9) 中小家畜試験場の宿舎に係るもの			○	○	○ 東京事務所長		
					○	○ 大阪事務所長		
					○	○ 中部総合事務所県長局長		
					○	○ 西部総合事務所県民局長		
					○	○ 旦野総合事務所県長局長		
					○	○ 農業大学校長		
					○	○ 農産物販賣場長		
					○	○ 中小家畜試験場長		
五 略								
六 営繕工事に係る知事の権限に属する事務	1 営繕工事に係る起工の決定 (一) 請負対象額十金額(請負契約の対象となる部分の)設置金額をいす。管財課の項の六及び七において同じ。)が5億円以上 の工事に係るもの (二) 請負対象額十金額が5億円未満	○						
管 財 諸								
一一三 略								
四 鳥取県宿舎管理規則(昭和47年鳥取県規則第24号)に基づく知事の権限に属する事務	1 宿舎に係る事務 (一) 同規則第1条第1項の規定による宿舎に係る貸付け料の決定 (二) (一)以外のもの (1) 鳥取市に所在する宿舎に係るもの (2) 東京都に所在する宿舎に係るもの (3) 大阪府に所在する宿舎に係るもの (4) 倉吉市に所在する宿舎に係るもの (5) 米子市に所在する宿舎に係るもの (6) 旦理町に所在する宿舎に係るもの (7) 農業大学校の宿舎に係るもの (8) 農産物販賣場の宿舎に係るもの (9) 中小家畜試験場の宿舎に係るもの						○	
							○	○ 東京事務所長
							○	○ 大阪事務所長
							○	○ 中部総合事務所県長局長
							○	○ 西部総合事務所県民局長
							○	○ 農業大学校長
							○	○ 農産物販賣場長
							○	○ 中小家畜試験場長
五 略								
六 営繕工事に係る知事の権限に属する事務	1 営繕工事に係る起工の決定 (一) 請負対象額十金額(請負契約の対象となる部分の)設置金額をいす。管財課の項の六及び七において同じ。)が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象額十金額が5億円未満					○		

もの							に係るもの								
5 営繕工事に係る土地、水面等の測量及び調査 (一) 契約の対象となる部分の金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 契約の対象となる部分の金額が3,000万円以上1億円未満の工事に係るもの (三) 契約の対象となる部分の金額が3,000万円未満の工事に係るもの (1) 契約の対象となる部分の金額が2,000万円以上の工事に係るもの (2) 契約の対象となる部分の金額が2,000万円未満の工事に係るもの イ 営繕費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの	○	○	○	○	○	○	5 営繕工事に係る土地、水面等の測量及び調査 (一) 契約の対象となる部分の金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 契約の対象となる部分の金額が3,000万円以上1億円未満の工事に係るもの (三) 契約の対象となる部分の金額が3,000万円未満の工事に係るもの (1) 契約の対象となる部分の金額が2,000万円以上の工事に係るもの (2) 契約の対象となる部分の金額が2,000万円未満の工事に係るもの イ 特殊な技術を必要とする工事又は営繕費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの ロ イ以外のもの (イ) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (ロ) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (ハ) 西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの	○	○	○	○	○	○	○	○
6 営繕工事に係る設計又は監督の委託の決定 (一) 契約の対象となる部分の金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 契約の対象となる部分の金額が3,000万円以上1億円未満の工事に係るもの (三) 契約の対象となる部分の金額が3,000万円未満の工事に係るもの (1) 契約の対象となる部分の金額が500万円以上の工事に係るもの (2) 契約の対象となる部分の金額が500万円未満の工事に係るもの イ 営繕費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの	○	○	○	○	○	○	6 営繕工事に係る設計又は監督の委託の決定 (一) 契約の対象となる部分の金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 契約の対象となる部分の金額が3,000万円以上1億円未満の工事に係るもの (三) 契約の対象となる部分の金額が3,000万円未満の工事に係るもの (1) 契約の対象となる部分の金額が500万円以上の工事に係るもの (2) 契約の対象となる部分の金額が500万円未満の工事に係るもの イ 特殊な技術を必要とする工事又は営繕費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの	○	○	○	○	○	○	○	

a 鳥取地 方県土整 備局及び 八頭地方 県土整備 局の管轄 区域に係 るもの	○	鳥取地方県土 整備局長									
b 中部総 合事務所 の管轄区 域に係る もの	○	中部総合事務 所長									
c 西部総 合事務所 及び日野 総合事務 所の管轄 区域に係 るもの	○	西部総合事務 所長									
9 不動産登記法(明 治2年法律第24号) に基づく不動産の登 記						9 不動産登記法(明 治2年法律第24号) に基づく不動産の登 記		○ 地方県土整備 局長			
(一) 鳥取地方県土 整備局及び八頭地 方県土整備局の管 轄区域に係るもの	○	鳥取地方県土 整備局長									
(二) 中部総合事務 所の管轄区域に係 るもの	○	中部総合事務 所長									
(三) 西部総合事務 所及び日野総合事 務所の管轄区域に 係るもの	○	西部総合事務 所長									
七 営繕工事 に係る鳥取 県建設工事 執行規則に 基づく知事 の権限に属 する事務	1 同規則第5条第1 項又は第2項の規定 による契約書の作成 (一) 建築工事に係 るもの (1) 営繕費に係 る村子舎及び廣 会館の工事に係 るもの (2) 請負対象設 計金額(請負契 約の締結後に請 負対象設計金額 を変更した場合 にあっては、當 初の請負対象設 計金額。以下(3) 及び(二)に おいて同じ。) が1億円以上の 工事に係るもの イ 鳥取地方県 土整備局及び 八頭地方県土 整備局の管轄 区域に係るも の ロ 中部総合事 務所の管轄区 域に係るもの ハ 西部総合事 務所及び日野 総合事務所の 管轄区域に係 るもの (3) 請負対象設 計金額が1億円 未満の工事に係 るもの イ 鳥取地方県 土整備局及び 八頭地方県土 整備局の管轄 区域に係るも の ロ 中部総合事 務所の管轄区 域に係るもの ハ 西部総合事	○				1 同規則第5条第1 項又は第2項の規定 による契約書の作成 (一) 建築工事に係 るもの (1) 請負対象設 計金額(請負契 約の締結後に請 負対象設計金額 を変更した場合 にあっては、當 初の請負対象設 計金額。以下(2) 及び(二)に おいて同じ。) が6,000万円以 上の工事に係る もの イ 鳥取地方県 土整備局及び 八頭地方県土 整備局の管轄 区域に係るも の ロ 倉吉地方県 土整備局の管 轄区域に係る もの ハ 米子地方県 土整備局及び 日野総合事務 所の管轄区域 に係るもの (2) 請負対象設 計金額が6,000 万円未満の工事 に係るもの イ 鳥取地方県 土整備局及び 八頭地方県土 整備局の管 轄区域に係る もの ロ 倉吉地方県 土整備局の管 轄区域に係る もの ハ 米子地方県					
		鳥取地方県土 整備局長						○ 鳥取地方県土 整備局長			
		中部総合事務 所長						○ 倉吉地方県土 整備局長			
		西部総合事務 所長						○ 米子地方県土 整備局長			
		鳥取地方県土 整備局長						○ 鳥取地方県土 整備局長			
		中部総合事務 所長						○ 倉吉地方県土 整備局長			
		西部総合事務 所長						○ 米子地方県土 整備局長			

<p>務所及び日野 総合事務所の 管轄区域に係 るもの</p> <p>(二) 設備工事に係 るもの</p> <p>(1) 営繕費に係 る本庁舎及び議 会棟の工事に係 るもの</p> <p>(2) 請負対象設 計金額が2,000 万円以上の工事 に係るもの</p> <p>イ 鳥取地方県 土整備局及び 八頭地方県土 整備局の管轄 区域に係るもの</p> <p>ロ 中部総合事 務所の管轄区 域に係るもの</p> <p>ハ 西部総合事 務所及び日野 総合事務所の 管轄区域に係 るもの</p> <p>(3) 請負対象設 計金額が2,000 万円未満の工事 に係るもの</p> <p>イ 鳥取地方県 土整備局及び 八頭地方県土 整備局の管轄 区域に係るもの</p> <p>ロ 中部総合事務 所の管轄区 域に係るもの</p> <p>ハ 西部総合事務 所及び日野 総合事務所の 管轄区域に係 るもの</p>	<p>○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○</p>	<p>所長 鳥取地方県土 整備局長</p> <p>中部総合事務 所長 西部総合事務 所長 鳥取地方県土 整備局長</p> <p>中部総合事務 所長 西部総合事務 所長</p>	<p>土整備局及び 日野総合事務 所の管轄区域に 係るもの</p> <p>(二) 設備工事に係 るもの</p> <p>(1) 請負対象設 計金額が2,000 万円以上の工事 に係るもの</p> <p>イ 鳥取地方県 土整備局及び 八頭地方県土 整備局の管轄 区域に係るもの</p> <p>ロ 真吉地方県 土整備局の管 轄区域に係る もの</p> <p>ハ 米子地方県 土整備局及び 日野総合事務 所の管轄区域 に係るもの</p> <p>(2) 請負対象設 計金額が2,000 万円未満の工事 に係るもの</p> <p>イ 鳥取地方県 土整備局及び 八頭地方県土 整備局の管轄 区域に係るもの</p> <p>ロ 真吉地方県 土整備局の管 轄区域に係る もの</p> <p>ハ 米子地方県 土整備局及び 日野総合事務 所の管轄区域 に係るもの</p>	<p>○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○</p>	<p>整備局長 鳥取地方県土 整備局長</p> <p>真吉地方県土 整備局長</p> <p>米子地方県土 整備局長</p> <p>鳥取地方県土 整備局長</p> <p>真吉地方県土 整備局長</p> <p>米子地方県土 整備局長</p>
<p>2 同規則第14条第1 項(同規則第1条及 び第2条において準 用する場合を含む。)の規定による予 定価格の決定</p> <p>(一) 請負対象設計 金額が2億円以上 の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計 金額が2億円未満 の工事に係るもの</p> <p>(1) 建築工事に 係るもの</p> <p>イ 営繕費に係 る本庁舎及び議 会棟の工事に 係るもの</p> <p>ロ 請負対象設 計金額が1億 円未満の工事 に係るもの</p> <p>(イ) 営繕費 に係る本庁 舎及び議会 棟の工事に 係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以 外のもの</p> <p>a 鳥取地 方県土整 備局及び 八頭地方 県土整備 局の管轄</p>		<p>○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○</p>	<p>○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○</p>	<p>○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○</p>	<p>○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○</p>

	a 烏取地方 県土整備局及び 八頭地方 県土整備 局の管轄 区域に係 るもの b 中部総 合事務所 の管轄区 域に係る もの c 西部総 合事務所 及び日野 総合事務 所の管轄 区域に係 るもの (2) 設備工事に 係るもの イ 請負対象設 計金額が 2,000万円以 上の工事に係 るもの ロ 請負対象設 計金額が 2,000万円未 満の工事に係 るもの (イ) 営繕費 に係る本店 舎及び議会 棟の工事に 係るもの (ロ) (イ)以 外のもの a 烏取地方 県土整備局及び 八頭地方 県土整備 局の管轄 区域に係 るもの b 中部総 合事務所 の管轄区 域に係る もの c 西部総 合事務所 及び日野 総合事務 所の管轄 区域に係 るもの			○	鳥取地方県土 整備局長				○	鳥取地方県土 整備局長			
				○	中部総合事務 所長				○	倉吉地方 県土整備 局長			
				○	西部総合事務 所長				○	米子地方 県土整備 局長			
				○	鳥取地方 県土整備 局長				○	鳥取地方 県土整備 局長			
				○	中部総合事務 所長				○	倉吉地方 県土整備 局長			
				○	西部総合事務 所長				○	米子地方 県土整備 局長			
4	同規則第9条第1 項の規定による入札 参加者の指名 (一) 請負対象設計 金額が1億円以上 の工事に係るもの (二) 請負対象設計 金額が1億円未満 の工事に係るもの (1) 建築工事に 係るもの イ 営繕費に係 る本店舎及び 議会棟の工事 に係るもの ロ イ以外のも の (イ) 烏取地 方県土整備 局及び八頭 地方県土整 備局の管轄	○							○				
				○	鳥取地方 県土整備 局長				○	鳥取地方 県土整備 局長			
				○	鳥取地方 県土整備 局長				○	鳥取地方 県土整備 局長			
				○	鳥取地方 県土整備 局長				○	鳥取地方 県土整備 局長			

